



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月30日火曜日 第530号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課）… 542
- 告 示
- 土地改良事業の計画の変更の認可（2件）……………（東予地方局農村整備課）… 542
- 道路の区域変更（県道野中長沢線）……………（中予地方局管理課）… 542
- 道路の供用開始（                    ）……………（                    ）… 543
- 訓 令
- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人事課）… 543

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月30日

愛媛県知事 中村時広

#### 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和5年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>菅規行</u> 第2順位 副知事 濱里要	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>田中英樹</u> 第2順位 副知事 濱里要

#### 附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和6年7月22日認可した。

令和6年7月30日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

### ○愛媛県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市金子土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和6年7月22日認可した。

令和6年7月30日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

### ○愛媛県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野中長沢線	伊予市中山町出淵2番耕地3371番地8	旧	メートル 4.5～8.5	キロメートル 0.214	1工区A
			新	5.3～10.9	0.214	
		伊予市中山町出淵2番耕地3371番地8	旧	6.6～7.5	0.106	1工区B
			新	6.6～7.7	0.106	
		伊予市中山町出淵2番耕地3769番地6	旧	4.6～6.7	0.427	2工区
			新	7.7～13.4	0.427	
		伊予市中山町出淵2番耕地3770番地3から 同町出淵2番耕地3771番地4まで	旧	3.5～5.3	0.435	3工区
			新	5.3～14.4	0.435	

○愛媛県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野中長沢線	伊予市中山町出淵2番耕地3371番地8	令和6年7月30日
		伊予市中山町出淵2番耕地3769番地6	令和6年7月30日
		伊予市中山町出淵2番耕地3770番地3から 同町出淵2番耕地3771番地4まで	令和6年7月30日

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（令和5年愛媛県訓令第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 <u>菅規行</u> ア・イ 省略 (3) 省略 2 省略	1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 <u>田中英樹</u> ア・イ 省略 (3) 省略 2 省略

附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。